

令和6年度新規採用養護教諭研修 実施要項及び実施手引

鳥取県教育センター

目 次

鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標【養護教諭】	1
実施要項	2
各種様式 市町村（学校組合）立学校	6
県立学校	12
実施手引	18

※本実施要項及び実施手引における表記について

- ・市町村（学校組合）教育委員会を市町村教育委員会と表記する。
- ・市町村（学校組合）立学校を市町村立学校と表記する。
- ・とっとりメンター方式をメンター方式と表記する。

鳥取県公立学校の教員としての資質の向上に関する指標【養護教諭】

令和6年4月1日 鳥取県教育委員会

観点 キーワード	ステージ	養護教諭				
		キャリア スタート期 (教員養成 完成時・ 採用時)	育成期(第1ステージ) (1~5年目)	向上期(第2ステージ) (6~10年目)	充実期(第3ステージ) (11年目以降)	
			教員としての必要な基礎的素養・指導技術を広く習得し、実践的指導力を身に付けるとともに、学校組織の一員としての自覚を	第1ステージの経験をもとに、保健教育や保健管理の専門的知識・技能を習得するとともに、学校保健活動の推進力と実践的指導力の向上及び視野の拡大を図	第2ステージの経験をもとに、職務に関する専門性をよりいっそう高め、広い視点から学校運営に積極的に参画するとともに、指導的立場としての力量及び管理的立場としての力量(マネジメント能力)を高める。	
				充実期前期 (11~15年目)	充実期後期 (16年目以降)	
素 養	豊かな人間性、創造力、寛容性、人権意識	よりよい社会の実現に向け、自他の価値を尊重し、自らの人間性や創造性を高めることができる。				
	前向きな姿勢、向上心、適応力	学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、学び続けることができる。				
	教育的愛情、児童生徒理解、判断力	児童生徒に対する理解を深め、自発的・主体的な成長や発達を支援することができる。				
	専門的知識・技能、指導力、構想力	保健教育、保健管理に関する専門的知識・技能を有し、児童生徒の主体的な学びを支援することができる。				
	社会性、協調性、コミュニケーション力	学校組織の一員として、学校内の多様な人材、家庭や地域等と連携・協働を図ることができる。				
使命感、責任感、倫理観	教育公務員としての倫理観及び法令遵守の精神に基づき、責任ある言動をとることができる。					
保 健 教 育	各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施	・年間指導計画 ・単元構想 ・学習指導案	・「学習指導要領」の趣旨・内容を理解し、保健に関連する教科・領域の年間指導計画を把握した上で、児童生徒の実態に応じた単元構想や教材づくりに取り組んでいる。	・「学習指導要領」の趣旨・内容を理解し、学年や教科の系統性を踏まえた年間指導計画の工夫・改善に参画するとともに、児童生徒の実態や学校、地域の特色を生かした単元構想や教材開発に取り組み、専門性の向上を図っている。	・「学習指導要領」の趣旨・内容を生かし、教科横断的な視点を持って校内の教育課程づくりに携わるとともに、現状分析をもとに、学校や地域の特色を生かした単元構想や教材開発を行い、校内研究会等で改善案を提案している。	
	保健管理	・心身の健康管理 ・学校環境の管理	・健康診断、健康観察、救急処置、環境衛生検査等、保健管理の基礎事項について理解している。	・教職員、学校医、学校歯科医と連携して、健康診断や健康観察を適切に実施するとともに、事後措置についても速やかに行っている。 ・学校における救急処置の範囲を理解し、校内の救急体制を確立した上で、養護教諭としての専門的な判断をしている。 ・学校薬剤師と連携して、環境衛生検査を的確に実施している。	・保健管理全般について、校内職員や外部機関等と連携し、観察、検査等を改善を図りつつ適切に実施している。 ・救急体制について全教職員の共通理解を図り、校内研修の充実に取り組みるとともに、関係する医療機関等と連携している。	・児童生徒の実態や状況を多面的に捉え、保健情報を総合的に評価し、個別の健康課題を的確にアセスメントしつつ、児童生徒一人ひとりの指導・支援を行っている。 ・学校全体の健康課題を的確に把握するとともに、地域にも目を向け、その解決に向けて組織的に対応している。
	健康相談、教育相談、生徒指導及びいじめ・不登校、虐待防止対策	・個への対応 ・コミュニケーション能力	・健康相談、生徒指導、教育相談に関する基礎理論・知識を習得している。	・健康相談、教育相談、生徒指導を適切に行う上で必要な理論や技法について理解するとともに、児童生徒の特性や人間関係、家庭環境等を把握し、それらを考慮した指導・支援を行っている。	・児童生徒一人ひとりの特性や人間関係、家庭環境などを多面的に捉え、個に応じた適切な指導・支援を行っている。 ・同僚の生徒指導上の悩みを理解し、課題の解決に向けて指導・助言を行っている。	・児童生徒の実態を的確に把握し、個に応じた適切な指導・支援を組織的に継続して行っている。 ・学校全体の生徒指導上の課題について教職員間で共通理解を図るとともに、児童生徒一人ひとりの課題の解決に向けて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等の関係機関と連携しながら組織的に対応している。
	特別な配慮を必要とする児童生徒への指導	・特別支援教育の視点	・特別な配慮を必要とする児童生徒への指導に関する基礎理論・知識を習得している。	・児童生徒の実態把握に基づいた「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」を理解し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行っている。	・関係機関と連携しながら、「個別的教育支援計画」に基づき「個別の指導計画」の作成に参画し活用を行っている。	・組織的な校内支援体制を構築し、関係機関等と連携を図りながら合理的配慮を行っている。
健康課題の把握と保健室経営	・児童生徒との関わり ・健康課題の解決	・保健室経営に関する基礎理論・知識を習得している。	・保健室経営の具体的な方策を立案し、実行している。 ・児童生徒の健康実態を把握するために必要な情報を収集し、健康課題を分析している。	・保健室経営において、児童生徒の個別及び集団の健康課題の解決を図っている。	・学校教育目標を具現化するための保健室経営を展開している。	
学 校 運 営 ・ 教 職 員 連 携	学校安全への対応	・教急体制 ・危機管理	・校内の救急体制を把握し、適切に救急対応をしている。 ・危機管理体制(危機管理マニュアル)を把握し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるための適切な対応や危機の未然防止に努めている。	・危機管理体制(危機管理マニュアル)を把握し、学年や学校全体を広く見渡す視点に立った上で、過去の事例に学びながら、適切に研修等を行い校内の救急体制の整備を図るとともに、迅速な対応及び危機の未然防止に努めている。	・校内の救急体制、危機管理体制(危機管理マニュアル等)を把握し、必要に応じて危機管理体制の点検や改善をしている。	
	家庭・地域とつながる力	・学校、家庭、地域との連携	・地域社会に貢献することについて、自分なりの考えを持ち、実行しようとしている。	・家庭・地域と連携し、児童生徒を共に育んでいこうとする関係を築いている。	・家庭・地域・関係機関等と連携し、組織的な対応をしながら児童生徒の指導を推進している。	
	組織として連携・協働する力(同僚、関係機関、異職種)・保健組織活動(児童生徒保健委員会、学校保健委員会、外部連携等)	・目標 ・業務改善 ・事務 ・外部 ・チームマネジメント ・協働的教職員集団づくり	・集団で業務を遂行する際、自らの役割に応じて適切に行動し、力を発揮している。	・管理職や同僚の指導・助言を受けながら、組織の中における自らの役割や責任を自覚するとともに、その一員としての業務を遂行している。 ・保健組織活動の企画・運営に参画し、自校の健康課題と結びつけて考えている。	・同僚と協働しながら適切に業務を遂行するとともに、関係機関・異職種との連携を適切に行っている。 ・学校全体を広く見渡す視点に立ち、自校の特色について把握し、その特色を生かした実践を行っている。 ・自校の健康課題を把握し、その解決に向けて保健組織活動の実践を行っている。	・様々な学校課題の解決に向けて、保健組織活動をはじめとする教職員間や関係機関等との連携・協働体制の構築に向けて、校長を補佐しながら「チーム学校」(効果的・効率的な組織)としての教育活動を展開している。 ・教職員の意見を積極的に吸い上げるなど、風通しのよい職場作りにも努めるとともに、働き方改革の推進に取り組んでいる。
※ 各期(ステージ)において、学校教育目標の達成に向けて管理職及び同僚と協働しながら取り組むとともに、取組の継承や後継者育成を近隣他校、中学校区、全県と視野を広げながら業務を遂行している。						

※ 必要に応じて、「児童生徒」は「幼児児童生徒」と読み替える。

实施要項

令和6年度新規採用養護教諭研修実施要項

鳥取県教育委員会

1 目的

新規採用養護教諭研修は、新任養護教諭に対して、現職研修の一環として1年間の研修を実施し、教員としての使命感を養い幅広い知見を習得させるとともに、学校保健、健康教育に関する専門的な知識・技能に関する研修を実施し、実践的指導力を養うことを目的とする。

2 対象

- (1) 新規に採用された小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の養護教諭を対象とする。
- (2) 鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という）又は市町村（学校組合）教育委員会（以下「市町村教育委員会」という）は、その所管する学校の新規採用養護教諭について、研修実施計画及び年間指導計画に従い、1年間の新規採用養護教諭研修を受けさせる。

3 研修内容及び日数

- (1) 教育センターが企画する研修は10日とする。
- (2) 市町村教育委員会又は県立学校が企画する校外研修は2日とする。
- (3) 校内研修は年間25日とする。
 - ・教職研修は校内職員による指導を10日実施する。
 - ・専門研修は指導教員による指導を15日実施する。

4 提出文書

- (1) 市町村教育委員会又は県立学校が企画する研修計画書
市町村教育委員会又は県立学校は対象養護教諭が地域の理解（産業・歴史・文化・自然・教育等）を深めることができる内容の研修を2日間企画し、市町村（学校組合）教育委員会が企画する研修計画書（様式〔新養〕1）又は県立学校が企画する研修計画書（様式〔新養〕6）を作成する。
- (2) 年間指導計画書
校長は、教職研修10日及び専門研修15日の年間25日の研修を計画するとともに、市町村教育委員会又は県立学校が企画する研修計画（2日間）を含め27日間の計画として年間指導計画書（様式〔新養〕3又は様式〔新養〕8）を作成する。
- (3) 市町村教育委員会又は県立学校が企画する研修報告書（様式〔新養〕2又は様式〔新養〕7）
- (4) 年間指導報告書（様式〔新養〕4又は様式〔新養〕9）

5 保存文書及び保存期間

校長は、以下の文書の写しを令和6年度の配置校に5年間保存する。

- (1) 市町村（学校組合）立学校
 - ・令和6年度新規採用養護教諭研修年間指導計画書（様式〔新養〕3）
 - ・令和6年度新規採用養護教諭研修年間指導報告書（様式〔新養〕4）
 - ・令和6年度新規採用養護教諭研修報告書（様式〔新養〕5）

(2) 県立学校

- ・ 県立学校が企画する研修計画書（様式〔新養〕 6）
- ・ 県立学校が企画する研修報告書（様式〔新養〕 7）
- ・ 令和6年度新規採用養護教諭研修年間指導計画書（様式〔新養〕 8）
- ・ 令和6年度新規採用養護教諭研修年間指導報告書（様式〔新養〕 9）
- ・ 令和6年度新規採用養護教諭研修報告書（様式〔新養〕 10）

6 校内指導体制

- (1) 校長・副校長及び教頭は、年間指導計画に従い、研修項目に応じて、新規採用養護教諭の指導及び助言にあたる。
- (2) 校長は、新規採用養護教諭が校内及び校外における研修を受ける間、必要に応じて、その職務が他の教職員によって補完されるよう配慮する。
- (3) 校長は、研修担当教員（当該学校の教員を充てる）、指導教員（新規採用養護教諭研修非常勤講師等）を中心とした学校全体としての協働的な研修体制を確立する。なお、養護教諭複数配置校の場合は、研修担当教員と指導教員を兼ねてもよい。
- (4) 研修担当教員は、校長・副校長及び教頭の指導のもとに研修の企画、立案、指導教員及び他の教職員との連絡調整にあたりるとともに、新規採用養護教諭に対して全体的指導及び助言を行う。
- (5) 指導教員は、校長・副校長及び教頭の指導のもとに、年間指導計画に従い、新規採用養護教諭に対して専門的な指導及び助言を行う。
- (6) 他の教職員は、校長・副校長及び教頭の指導のもとに、年間指導計画に従い、指導者として新規採用養護教諭の指導及び助言に協力する。

7 指導教員

- (1) 指導教員とは、校内における専門研修の指導及び助言、並びに新規採用養護教諭の校外研修における後補充にあたる者をいう。
- (2) 県教育委員会は、新規採用養護教諭の研修を実施するため、市町村教育委員会の求めに応じて指導教員を派遣することができる。
- (3) 県教育委員会は、指導教員を命じることに伴い必要になる新規採用養護教諭研修非常勤講師の人数に応じて会計年度任用職員を任命し、市町村教育委員会の求めに応じて、当該会計年度任用職員を市町村教育委員会に派遣する。
- (4) 市町村教育委員会は、当該会計年度任用職員を新規採用養護教諭研修非常勤講師に任命し、当該非常勤講師の配置を必要とする学校に勤務することを命じる。
- (5) 指導教員として他校の現職養護教諭を派遣する場合、派遣に必要な旅費については、指導教員の所属する校長の請求に基づいて教育センターが別途支給する。

8 新規採用養護教諭研修実施校校長等連絡協議会

県教育委員会は、新規採用養護教諭研修を円滑かつ効果的に実施するため、校長等の連絡協議会を開催する。

9 新規採用養護教諭研修担当教員等研修会・連絡協議会

県教育委員会は、新規採用養護教諭研修を円滑かつ効果的に実施するため、研修担当教員の研修会・連絡協議会を開催する。

各 種 様 式

市町村(学校組合)立学校

様式 [新養] 1

市町村（学校組合）教育委員会が企画する研修計画書

_____市町村（学校組合）教育委員会

期 日	会 場	研 修 内 容

(注) ○市町村（学校組合）教育委員会が企画する研修は2日とする。

○研修内容については、研修項目やその内容を簡潔に書くこと。

市町村（学校組合）教育委員会が企画する研修報告書

_____市町村（学校組合）教育委員会

期 日	会 場	研 修 内 容
所見		

(注) 研修内容については、研修項目やその内容を簡潔に書くこと。

令和6年度新規採用養護教諭研修 年間指導計画書

学 校 名			新規採用養護教諭氏名	
回	実施月日	種 類	研修項目	指導者職・氏名
1	月 日			
2	月 日			
3	月 日			
∪	月 日			
∪	月 日			
26	月 日			
27	月 日			

※市町村（学校組合）教育委員会が企画する研修（2日分）と校内研修（25日分）を記入する。

※研修の種類については、「教職」「専門」のどちらかを記入する。校外研修は、「教職」と記入する。

令和6年度 新規採用養護教諭研修 年間指導報告書

学 校 名		新規採用養護教諭 氏名					
研修担当 氏名		指導教員 学校名・氏名					
回	実施月日	種 類	研修項目	研修内容	研修者感想	指導者所見	指導者 職・氏名
1	月 日						
∪	月 日						
27	月 日						

※ 市町村（学校組合）教育委員会が企画する研修（2日分）と校内研修（25日分）を記入する。
 ※ 研修の種類については、「教職」「専門」のどちらかを記入する。校外研修は、「教職」と記入する。
 ※ 他校の現職養護教諭を指導教員とした場合は、指導教員欄に学校名・氏名を記入する。
 ※ 市町村（学校組合）教育委員会が企画する研修は、指導者所見欄に斜線、指導者職・氏名欄に研修を実施した市町村（学校組合）教育委員会名を記入する。

令和6年度新規採用養護教諭研修報告書

学 校 名	
新規採用養護教諭氏名	
指導教員氏名	
<p>研修全般に対する所見</p> <p>(1) 研修担当教員の所見</p> <p>(2) 指導教員の所見</p> <p>(3) 校長の所見</p>	

各 種 様 式

県 立 学 校

県立学校が企画する研修計画書

県立_____学校

期 日	会 場	研 修 内 容

(注) ○県立学校が企画する研修は2日とする。

○研修内容については、研修項目やその内容を簡潔に書くこと。

県立学校が企画する研修報告書

県立_____学校

期 日	会 場	研 修 内 容

(注) 研修内容については、研修項目やその内容を簡潔に書くこと。

令和6年度新規採用養護教諭研修 年間指導計画書

学 校 名			新規採用養護教諭氏名	
回	実施月日	種 類	研修項目	指導者職・氏名
1	月 日			
2	月 日			
3	月 日			
4	月 日			
5	月 日			
∫	月 日			
∫	月 日			
26	月 日			
27	月 日			

※ 学校が企画する研修（2日分）と校内研修（25日分）を記入する。

※ 研修の種類については、「教職」「専門」のどちらかを記入する。校外研修は、「教職」と記入する。

令和6年度 新規採用養護教諭研修 年間指導報告書

学 校 名		新規採用養護教諭 氏名				
研修担当 氏名		指導教員 学校名・氏名				
回	実施月日	種 類	研修項目	研修内容	研修者感想	指導者 職・氏名
1	月 日					
5	月 日					
27	月 日					

※ 学校が企画する校外研修（2日分）と校内研修（25日分）を記入する。

※ 研修の種類については、「教職」「専門」のどちらかを記入する。校外研修は、「教職」と記入する。

令和6年度新規採用養護教諭研修報告書

学 校 名	
新規採用養護教諭氏名	
指導教員氏名	
研修全般に対する所見 (1) 研修担当教員の所見	
(2) 指導教員の所見	
(3) 校長の所見	

实施手引

令和6年度新規採用養護教諭研修実施手引

I 研修計画及び年間指導計画の作成について

「新規採用養護教諭研修の研修内容例」（別表1）「校内研修の項目例」（別表2）を参考にし、研修計画及び年間指導計画を作成する。作成にあたっては、校内研修が教職員組織や学校の実態に応じて実施できるように配慮する。

1 市町村教育委員会又は県立学校が企画する研修計画について

- (1) 地域理解を深める内容のうち、校区内の幼保小、小中高連携に係る研修等、学校内では企画できない研修が望まれる。
- (2) 内容が校内研修及び教育センターが企画する研修と重複しないように考慮し、研修時期・時間・日程等について学校との調整を行う。
- (3) 校外での学校行事、引率等の校務は、研修内容に含めない。

(注) 教育センターが企画する研修の一部は、非集合型遠隔研修及び非集合型動画配信研修で行う。その際、校長等は勤務時間内に研修を実施するための十分な時間と研修に集中できる部屋を確保する。なお、この研修は教育センターが企画する研修であるため、校内研修には位置付けないこと。

2 年間指導計画について

- (1) 教職員組織や校区の状況等学校の実情や校外における研修項目及び時期に配慮し、研修担当教員、指導教員等の参画を得て年間指導計画を作成する。
- (2) 教職研修10日及び専門研修15日を、年間をとおして系統的に設定する。なお、専門研修においては、保健室経営に関するテーマを設定し、具体的な実践を行う。
- (3) 教職研修については、研修担当教員が、研修の企画、立案にあたる。特に道德教育の全体計画と指導の実際、人権教育の全体計画と指導の実際、体育科・保健体育科（保健教育）の教科指導の実際については必ず研修項目とし、授業参観をとおして指導できるよう計画する。
- (4) 専門研修における指導計画については、研修時期・時間・日程等について、指導教員及びその所属の校長と連絡調整をした上で計画する。
- (5) 養護教諭の職務の遂行に必要な基礎的事項を網羅することが望ましい。
- (6) 指導教員等の1日の指導時数は4時間程度とし、5月～1月までの期間に、月3～4日程度を目安に計画する。

(別表1) 新規採用養護教諭研修の研修内容例

研修の区分	日数	研修内容	所管
校内研修 (25日)	10日	教職研修(校内教職員による指導) ・教育課程 ・学校教育目標、学校経営 ・児童生徒理解 ・授業参観等	市町村教育委員会 県立学校
	15日	専門研修(指導教員による指導) ・保健教育 ・保健管理の実際 ・保健室経営の工夫 ・健康教育の進め方 ・学校保健組織活動の実際等 ※保健室経営に関するテーマを設定し、具体的な実践を行う。	
市町村教育委員会 又は県立学校が企画する研修 (2日)	2日	・地域の歴史・文化・自然等 ・幼保小中高連携等	市町村教育委員会 又は 県立学校
教育センターが企画する研修 (10日)	10日	教職研修(初任者研修と一部合同開催) ・社会人としての接遇の仕方 ・教員としての服務 ・人権教育 ・メンタルヘルス ・鳥取県学校教育の現状と課題・ ・自己成長のマネジメント ・特別支援学校の教育・ ・いじめ・不登校対応 ・これからのビジョンづくり等 専門研修 ・鳥取県の健康教育の現状と課題 ・養護教諭の職務と役割 ・保健室経営 ・保健管理 ・健康相談 ・保健教育 ・保健組織活動等	教育センター

(別表2) 校内研修の項目例

★は必ず研修項目に入れること

教 職 研 修	
<p>基礎的素養</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の服務と勤務 ・教員としての心構え ・学校教育目標とその具現化 ・学習指導要領と教育課程の編成 ・学校の教育環境 ・校内組織と校務分掌 ・教職員の研修 ・公文書、諸表簿、提出文書の処理取扱い ・PTA組織と運営 ・学校経営、学級経営・ホームルーム経営と保健室経営 	<p>各教科等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科指導の実際 (授業参観、授業研究会参加) ★体育科・保健体育科(保健教育)の教科指導の実際 <ul style="list-style-type: none"> 基本的指導技術 授業における児童生徒理解 教育課程の理解 教室経営、学習環境の理解 教材、教具の作成と活用の仕方 ICT機器利用の意義と役割 ・道徳教育の意義 ★道徳教育の全体計画と指導の実際 ・特別活動の全体計画と指導の実際 <ul style="list-style-type: none"> 学級活動、ホームルーム活動の内容と進め方 児童会(生徒会)活動の指導の実際 クラブ活動・学校行事の指導の実際 ・総合的な学習(探究)の時間の全体計画と指導の実際
<p>生徒指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態把握 ・児童生徒理解 ・生徒指導の校内体制と養護教諭の役割 ・教員と児童生徒の人間関係 ・集団指導と個別指導 ・教育相談の進め方 ・基本的生活習慣の育成 ・児童生徒のほめ方、叱り方 ★人権教育の全体計画と指導の実際 <ul style="list-style-type: none"> 人権教育の現状と課題 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進 ・合理的配慮の提供と基礎的環境整備 	

専 門 研 修

保健室経営	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健の現状及び健康課題の把握 ・保健室の機能と養護教諭の役割 ・保健室経営計画の策定 ・保健関係諸表簿、保健備品等の管理 ・保健室経営の評価と改善 	健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒(集団)及び個人の心や体の健康状態の把握 ・健康観察、健康診断、保健室利用状況の活用 ・心の健康に関する調査 ・相談に適した保健室の環境設定 ・心や体の健康に関する記録類の保管と活用 ・健康相談に関する文献の収集、保管及び活用 ・児童生徒の訴えの受け止め方 ・来室児童生徒の観察の仕方 ・健康相談の技法 ・健康相談に適した検査 ・面接による指導 ・面接記録用紙の作成と活用 ・支援記録及び面接記録の生かし方 ・記録の取扱等の留意事項 ・観察実習の場面 ・来室者体験実習 ・支援チームの作り方 ・校内の相談組織との連携のあり方 ・保護者への連絡の仕方 ・保護者との面談の仕方 ・学年、学級保護者会への参加 ・学校保健委員会の活用 ・学校教育活動との関連 ・養護教諭の職務の特質を生かした活動 ・個々の児童生徒に対応した相談チームの編成 ・学級経営、ホームルーム経営との連携 ・プライバシー保護の徹底
保健管理	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の実施計画立案の仕方 ・健康診断の進め方 ・健康診断の各検査の準備(実習) ・健康診断の事後処理 ・事前事後の学校医との連携の仕方 ・健康診断と事後措置指導の実際 ・健康生活実践状況の把握 ・健康情報の収集と活用 ・心身の健康に問題を有する児童生徒の指導体制 ・不安や悩み等の状況の実態把握 ・実態の分析の仕方 ・水質検査(水道・プール) ・照度検査の仕方、机や椅子の点検方法 ・定期検査・臨時検査の実際 ・学校薬剤師との連携の仕方 ・学校環境衛生活動の実際 ・感染症の予防と管理 ・疾病異常者の健康管理とその指導 ・学校における救急体制と救急措置の実際 ・学校安全に関する情報の提供の仕方と生かし方 		保健組織活動
保健教育	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導への参加 (体育科、保健体育科、理科、家庭科、生活科等での健康安全に関する指導等への資料提供、教材作成の協力等) ・特別活動への参加 ・学級活動・ホームルーム活動における授業への協力 ・健康に課題を有する児童生徒の個別指導 ・児童生徒の健康・安全・給食活動の推進指導 ・保健教育の学習指導案の作成 ・健康課題の把握と対策 		

II 記入例

様式 [新養] 3

令和6年度新規採用養護教諭研修 年間指導計画書

学 校 名			新規採用養護教諭氏名	
鳥取市立星取小学校			〇〇 〇〇	
回	実施日	種 類	研修項目	指導助言者職・氏名
1	4月22日	教職①	基礎的素養 ・教員のサービスと勤務 ・学校教育目標の具現化	校長 A〇〇 〇〇
2	5月13日	専門①	保健室経営 ・保健室経営計画 ・保健備品等の管理	非常勤講師 B〇〇 〇〇
3	5月23日	教職②	生徒指導等 ・児童生徒の実態把握	教諭 C〇〇 〇〇 (生徒指導主任)
4	6月10日	教職	校外研修 ・〇〇町の歴史・文化・自然について ・〇〇町の人権教育について	〇〇町教育委員会
≡				
15	10月7日	教職⑦	各教科等 ・道徳教育のあり方と本校の道徳教育 ・授業参観	教諭 D〇〇 〇〇
≡				
25	1月9日	教職⑩	基礎的素養 ・PTA組織と運営	教諭 E〇〇 〇〇
26	1月14日	専門⑭	健康相談の実際 ・支援チームの作り方 ・学校教育活動との連携	非常勤講師 B〇〇 〇〇
27	1月16日	専門⑮	保健室経営 ・保健室経営の評価と改善	非常勤講師 B〇〇 〇〇

※市町村（学校組合）教育委員会が企画する研修（2日分）と校内研修（25日分）を記入する。

※研修の種類については、「教職」「専門」のどちらかを記入する。校外研修は、「教職」と記入する。

令和6年度 新規採用養護教諭研修 年間指導報告書

記入例

学 校 名		新規採用養護教諭 氏名					
鳥取市立星取小学校		○○ ○○					
回	実施日	種 類	研修項目	研修内容	研修者感想	指導者所見	指導者 職・氏名
1	4月22日	教職①	基礎的素養	<ul style="list-style-type: none"> 教員の服務と勤務 学校教育目標の具現化 	校長 A
2	5月13日	専門①	保健室経営	<ul style="list-style-type: none"> 保健室経営計画 保健備品等の管理 	非常勤講師 B○○ ○○
3	5月23日	教職②	生徒指導等	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の実態把握 	教諭 C○○ ○○ (生徒指導主任)
4	6月10日	教職	校外研修	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくり ほめ方、叱り方 	鳥取市総合教育セン ター 指導主事 ○○○○
≡							
15	10月7日	教職⑦	各教科等	<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育のあり方と本校の道徳教育 授業参観 	教諭 D○○ ○○
≡							
27	1月16日	専門⑮	保健室経営	<ul style="list-style-type: none"> 保健室経営の評価と改善 	非常勤講師 B○○ ○○

※ 市町村（学校組合）教育委員会が企画する研修（2日分）と校内研修（25日分）を記入する。
 ※ 研修の種類については、「教職」「専門」のどちらかを記入する。校外研修は、「教職」と記入する。
 ※ 他校の現職養護教諭を指導教諭とした場合は、指導教員欄に学校名・氏名を記入する。
 ※ 市町村（学校組合）教育委員会が企画する研修は、指導者所見欄に斜線、指導者職・氏名欄に研修を実施した市町村（学校組合）教育委員会名を記入する。

令和6年度新規採用養護教諭研修 年間指導計画書

学 校 名			新規採用養護教諭氏名	
鳥取県立鳥取高等学校			〇〇 〇〇	
回	実施日	種 類	研修項目	指導助言者職・氏名
1	4月22日	教職①	基礎的素養 ・教員のサービスと勤務 ・学校教育目標の具現化	校長 A〇〇 〇〇
2	5月13日	専門①	保健室経営 ・保健室経営計画 ・保健備品等の管理	非常勤講師 B〇〇 〇〇
3	5月23日	教職②	生徒指導等 ・児童生徒の実態把握	教諭 C〇〇 〇〇 (生徒指導主任)
4	6月10日	教職	校外研修 ・授業参観 ・中学校における特別支援教育の取組	〇〇〇〇中学校
≡				
15	10月7日	教職⑦	各教科等 ・道徳教育のあり方と本校の道徳教育 ・授業参観	教諭 D〇〇 〇〇
≡				
25	1月7日	教職⑩	基礎的素養 ・PTA組織と運営	教諭 E〇〇 〇〇
26	1月14日	専門⑭	健康相談の実際 ・支援チームの作り方 ・学校教育活動との連携	非常勤講師 B〇〇 〇〇
27	1月16日	専門⑮	保健室経営 ・保健室経営の評価と改善	非常勤講師 B〇〇 〇〇

※ 学校が企画する研修（2日分）と校内研修（25日分）を記入する。

※ 研修の種類については、「教職」「専門」のどちらかを記入する。校外研修は、「教職」と記入する。

令和6年度 新規採用養護教諭研修 年間指導報告書

記入例

学 校 名		新規採用養護教諭 氏名					
鳥取県立鳥取高等学校		○○ ○○					
回	実施日	種 類	研修項目	研修内容	研修者感想	指導者所見	指導者 職・氏名
1	4月22日	教職①	基礎的素養	<ul style="list-style-type: none"> 教員の服務と勤務 学校教育目標の具現化 	校長 A
2	5月13日	専門①	保健室経営	<ul style="list-style-type: none"> 保健室経営計画 保健備品等の管理 	非常勤講師 B○○ ○○
3	5月23日	教職②	生徒指導等	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の実態把握 	教諭 C○○ ○○ (生徒指導主任)
4	6月10日	教職	校外研修	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観 中学校における特別支援教育の取組 	○○中学校
	≈						
15	10月7日	教職⑦	各教科等	<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育のあり方と本校の道徳教育 授業参観 	教諭 D○○ ○○
	≈						
27	1月16日	専門⑮	保健室経営	<ul style="list-style-type: none"> 保健室経営の評価と改善 	非常勤講師 B○○ ○○

※ 学校が企画する校外研修(2日分)と校内研修(25日分)を記入する。
 ※ 研修の種類については、「教職」「専門」のどちらかを記入する。校外研修は、「教職」と記入する。

Ⅲ 令和6年度新規採用養護教諭研修に係る文書の提出について

市町村立学校

1 文書の提出の流れ

- ・教育センターは、各市町村教育委員会に文書の提出について通知を行う。
- ・各学校から各市町村教育委員会への提出方法は、各市町村教育委員会の指示による。
- ・提出の際のファイル名は次のとおりとする。
ファイル名：【学校名 対象者名】様式 [新養] ○
- ・各市町村教育委員会は、所管の各学校から提出のあった文書ファイルを取りまとめの上、学校業務支援システムの文書連絡機能で回答する。

2 文書の提出期限

- ・各学校から各市町村教育委員会への提出期限は、各市町村教育委員会の指示による。
- ・各市町村教育委員会が学校業務支援システムの文書連絡機能で回答する期限は、次のとおりとする。

市町村立学校	市町村教育委員会	県教育委員会	
		教育局	教育センター
提出する文書		提出期限	
	市町村教育委員会が企画する研修計画書 (様式[新養]1)	令和6年 5月10日(金)	令和6年 5月17日(金)
	市町村教育委員会が企画する研修報告書 (様式[新養]2)	令和7年 2月28日(金)	令和7年 3月7日(金)
提出する文書		提出期限	
年間指導計画書 (様式[新養]3)	市町村教育委員会から示された期日	令和6年 5月10日(金)	令和6年 5月17日(金)
年間指導報告書 (様式[新養]4)		令和7年 2月28日(金)	令和7年 3月7日(金)
研修報告書 (様式[新養]5)		令和7年 2月28日(金)	令和7年 3月7日(金)

県立学校

1 教育センターへの文書の提出

- ・教育センターは、各学校に文書の提出について通知を行う。
- ・各学校は、文書ファイルを取りまとめの上、電子メールで教育センターに提出する。
- ・提出の際の提出先、件名及びファイル名は次のとおりとする。

提出先：教育センター宛てノーツメール

件名：【学校名】 文書名の提出について

ファイル名：【学校名 対象者名】様式 [新養] ○

各学校から教育センターに文書を提出する期限は、次のとおりとする。

提出する文書	提出期限
県立学校が企画する研修計画書（様式〔新養〕 6）	令和6年5月17日（金）
県立学校が企画する研修報告書（様式〔新養〕 7）	令和7年3月7日（金）
令和6年度新規採用養護教諭研修年間指導計画書（様式〔新養〕 8）	令和6年5月17日（金）
令和6年度新規採用養護教諭研修年間指導報告書（様式〔新養〕 9）	令和7年3月7日（金）
令和6年度新規採用養護教諭研修報告書（様式〔新養〕 10）	令和7年3月7日（金）